

岩手県告示第321号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和元年岩手県告示第19号）で公示した公共測量を終了した旨八幡平市長から次のとおり通知があった。

令和2年5月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 八幡平市
- 2 実施した期間 平成31年4月11日から令和2年3月31日まで
- 3 実施した公共測量の種類 公共測量（デジタル空中写真測量及び写真地図作成）